

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

○企業間の連携・専門人材マッチング：顧客（販売先）の技術的ニーズや課題に対し、最適な加工技術・ノウハウを持つ仕入先（部品メーカーや加工業者）をマッチングし、サプライチェーン全体での高付加価値化や問題解決を支援します。

○IT 実装支援：多品種にわたる機械部品の受発注システム（EDI 等）の導入・活用を推進し、取引先の受発注業務の効率化や、適正な在庫管理によるリードタイムの短縮に貢献します。

○グリーン化の取組：環境負荷の少ない部品や素材の積極的な調達・提案を行うとともに、納品時の梱包材の削減・リユースを推進し、サプライチェーン全体の脱炭素化・環境保全に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、対価の決定においては、原材料費や労務費等の高騰に伴う仕入先からの価格転嫁の申し出に対し、取引基本契約書に基づく協議において誠実に対応いたします。

3. パートナーシップ構築宣言普及

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

4. 電子記録債権への移行

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

2026年7月3日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社大賀商会

企 業 名

代表取締役 別所徹昭

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。